

京都市告示第637号

無鄰菴の指定管理者である植彌加藤造園株式会社から、京都市無鄰菴等条例第4条ただし書及び同条例施行規則第1条ただし書の規定に基づき、供用時間及び入場受付時間の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成31年 3月22日

京都市長 門川 大作

供用時間及び入場受付時間の変更

平成31年4月1日から平成35年3月31日までの供用時間に午後5時から午後6時までを追加し、同期間の入場受付時間に午後4時30分から午後5時30までを追加する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)